

2 自立に向けた住環境の整備

【重要語句】

□特別養護老人ホーム

□認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

□サービス付き高齢者向け住宅

□熱中症

□シックハウス症候群

□バリアフリー

□ユニバーサルデザイン

ア 居住境整備の意義と目的

住み慣れた住環境であっても、身体機能の低下や障害によって日常生活のしづらさを感じるようになることや、安全性が確保できない状況が生じることがあります。

身体的な安全だけでなく、居住環境には、心が安らげる場所でもある必要があり、それが、QOLの向上や、意欲を引き出し、自立支援にもつながります。

イ 高齢者のすまい

自宅以外に検討される高齢者のすまいには以下のようないわがあります。

名称／根拠法	機能	入所基準
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)／介護保険法 (老人福祉法)	常に介護が必要な人の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、要介護3以上の高齢者 ・65歳以上で、特例により入居認められた要介護1・2の高齢者 ・特定疾病が認められた40歳～64歳で要介護3以上の方
介護老人保健施設 ／介護保険法	在宅復帰を目指している人の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるように、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供する	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で、要介護1以上の認定を受けている高齢者 ・特定疾病が認められた40歳～64歳で要介護1以上の方

<p>介護療養型医療施設 (療養病床) ／介護保険法 (医療法)</p> <p>2024 (令和6) 年3月までに廃止</p>	<p>長期にわたって療養が必要な人の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で、要介護1以上の認定を受けている高齢者 特定疾病が認められた40歳～64歳で要介護1以上の方
<p>介護医療院 ／介護保険法</p>	<p>長期にわたって療養が必要な人の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で、要介護1以上の認定を受けている高齢者 特定疾病が認められた40歳～64歳で要介護1以上の方
<p><u>認知症対応型共同生活介護</u> (グループホーム) ／介護保険法</p>	<p>認知症の利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上で、要支援2または要介護1以上の認定を受けている高齢者 特定疾病が認められた40歳～64歳で要支援2または要介護1以上の方
<p><u>サービス付き高齢者向け住宅</u> ／高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法)</p>	<p>「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされている。介護などのサービスは、別に契約を結ぶことで提供される</p>	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の高齢者 特定疾病が認められた40歳～64歳で要支援1以上の方
<p>老人ホーム ／老人福祉法</p>	<p>高齢者に食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供</p>	<p>各施設による</p>

(1) 安全で心地よい生活の場づくり

居住環境をその人の身体機能にあったものにすることは、利用者が安全な生活を送るうえで欠かせません。

高齢者は、老化により、感覚機能の低下、身体能力の低下が起こり、それに合った対応が求められます。

例として以下があげられます。

- ・視覚の低下…暗闇へ適応がスムーズにいかなくなるので、照明は明るめにする。特に夜間は間接照明、局部照明がよい

- ・聴覚の低下…インターホン、ガス警報機、防犯ベルの音量を上げる

この他、ヒートショックや熱中症を予防するため、温度・湿度管理にも配慮が必要です。

以下では住居の中のそれぞれの場所での適切な環境整備について学びます。

① 玄関・通路

- ・玄関の扉は引き戸が望ましい

- ・スロープや段差解消機により段差の解消をはかる。もしくは、踏み台の設置

- ・上がり框の段差解消には踏み台の設置や、手すりの設置

- ・靴の脱ぎ履きのために椅子の設置

- ・車椅子の利用の場合は、通路幅は 85cm を確保するようにする（施設の場合は、両方向から車椅子が来てもすれ違えるように 150～180cm を確保する）